

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年4月16日 政府対策本部改定

【状況に関する事実】

●全国を対象を拡大(期間:4/16~5/6)

- ・7都府県に加え、6道府県(北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都)を追加して「特定警戒都道府県」として重点対象
- ・大型連休を控えて、まん延防止等に全国で取り組む必要があるため、全都道府県を緊急事態措置を実施すべき区域とする

【全般的な方針】(変更なし)

- 情報提供・共有及びまん延防止策による感染拡大速度の抑制
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供による重傷者、死亡者の発生抑制
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響阻止
- 地域での感染者の発生が抑制された場合における強化した対策の緩和

【対策の実施に関する重要事項】(特定都道府県の主な役割)

(1) 情報提供・共有(変更なし)

- ・ 政府・各省庁との緊密な情報連携による、様々な手段による住民へのメッセージの配信と注意喚起(日常生活における「三つの密」の回避、落ち着いた対応の呼びかけ)

(2) サーベイランス・情報収集(変更なし)

- ・ 医師が必要と認める検査の実施と、分析結果の定期的な公表

(3) まん延防止

- ・ 事態の収束に向けて、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す
- ・ クラスターに関係するイベントや「3密」のある集まりに対し開催自粛の強い要請
- ・ オーバーシュートの予兆がある地域における、期間を示した上での外出・イベント開催の迅速な自粛要請
- ・ **大型連休期間中の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛等の要請**

(以下については地域の感染状況や経済社会に与える影響を踏まえ、知事がある実施を判断)

- ・ 施設の使用制限等についての法第24条第9項と第45条第2項による段階的な要請
- ・ 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の積極活用の要請
- ・ 社会生活を維持する上で必要な事業者については、「3密」を回避した業務継続の要請

(4) 医療(変更なし)

- ・ PCR検査や入院受入れ医療機関に対してマスク等個人防護具の優先確保
- ・ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策のさらなる徹底

(5) 経済・雇用対策(変更なし)

- ・ 政府が行う経済財政政策を活用した、様々な形態で働く者の雇用や生活の維持と中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続のための制度整備

(6) その他重要な留意事項(変更なし)

- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| 1) 人権等への配慮 | 2) 物資・資材の供給 | 3) 関係機関との連携の推進 |
| 4) 社会機能の維持 | 5) 緊急事態宣言後の取組 | 6) その他 |